平成３０年（フ）第３８号
鳥取県日野郡日野町下榎112番地、前住所鳥取県米子市皆生温泉１丁目５番34号　103号・鳥取県米子市両三柳3607番地２
債務者　山室　哲也（旧姓堀江）
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成３０年（フ）第４６号
鳥取県米子市上後藤８丁目１番40号　中原借家１号、前住所鳥取県境港市元町1910番地３
債務者　松田　昭子（旧姓金津）
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成３０年（フ）第３５９号
広島市中区河原町３番５－403号
債務者　海老原久美子
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３１号
福岡県飯塚市有安83番地12
債務者　手嶋　拓也
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成３０年（フ）第７号
長崎県対馬市美津島町洲藻85番地２
債務者　俵　　敏弥
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成３０年（フ）第１３号
鹿児島県奄美市名瀬佐大熊町９番２－24号
債務者　池崎　祐子
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成３０年（フ）第４３号
北海道苫小牧市美原町３丁目５番７号　ライジングサン201
債務者　佐々木雄大
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第４９号
富山県高岡市清水町２丁目12番１号
債務者　喜多　廣理
1　決定年月日時　平成30年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成３０年（フ）第９８号
三重県津市高茶屋小森町1573番地10　シルキータウンＣ101
債務者　辻岡　美保
1　決定年月日時　平成30年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第７７号
三重県桑名市長島町小島674番地　陽斗ＨＡＴＴＯＲＩ　１Ａ
債務者　長嶺　剛志
1　決定年月日時　平成30年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成３０年（フ）第７８号
三重県桑名市大字江場910番地４　フォーエバーＡ棟205号
債務者　谷澤　　優
1　決定年月日時　平成30年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成３０年（フ）第２４号
滋賀県米原市間田151番地　グッドハイムエイワ102号
債務者　西村　栄子
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２９年（フ）第１０８７号
京都市西京区桂乾町53番地94
債務者　小野　直江
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第３３９号
京都府綴喜郡宇治田原町大字奥山田小字町田60番地
債務者　下岡　勇貴
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第３８３号
京都市左京区田中大久保町31番地４
債務者　玉置　嘉和
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第８５号
兵庫県西宮市小松町１丁目４番９－301号、前住所兵庫県西宮市小松東町３丁目９番17号
債務者　佐藤　真麻（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第２３４号
兵庫県西宮市段上町６丁目７番10号　エトワール段上201、前住所兵庫県西宮市瓦林町13番２－103号
債務者　安田亜希菜（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係